



高齢者虐待対応 支援マニュアル

(改訂版)



平成18年10月

北海道

発刊にあたって

高齢者の方々が地域の中で尊厳をもって暮らしていく社会を構築して行く上で、「高齢者の尊厳を支えるケア」の確立が重要であり、そういう観点を十分にもって取り組んでいく必要があります。

そのような中、高齢者に対する虐待や不適切なケアの実情が明らかになり、その深刻な状況が表面化してきております。

北海道においても、平成16年3月に実施した調査などにより、家庭や施設で相当数の虐待があることが明らかになりました。

このような状況を受け、学識経験者・家族の会・関係職員で「高齢者虐待に関する研究会」を立ち上げ、その対策について検討をし、その一つとして「高齢者虐待対応支援マニュアル」を平成17年9月に作成しました。

その後、平成17年11月には「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」いわゆる「高齢者虐待防止法」が成立し本年4月から施行されました。

また、改正介護保険法に基づく地域支援事業の実施など、高齢者の保健福祉制度は大きく変化しております。

そのため、道では、高齢者虐待防止法の趣旨や新たな制度などを勘案し、当マニュアルの改訂を行いました。虐待に対する共通認識をもって、早期発見、介入・支援、相談窓口と関係機関のネットワークのあり方など、地域で支援する関係者が業務の参考とされるよう願っております。

このマニュアルの改訂にあたり、引き続き多大なご協力ご指導をいただいた北海道高齢者虐待に関する研究会の皆様にも、厚くお礼申し上げます。

平成18年10月

北海道保健福祉部長 石川久紀

目 次

はじめに ～高齢者虐待に取り組む背景と意義～

1

I 高齢者虐待とは

- | | | |
|---|-------------------|---|
| 1 | 高齢者虐待の定義 | 3 |
| 2 | 高齢者虐待防止法 | |
| | (1) 高齢者虐待防止法の成立 | 4 |
| | (2) 高齢者虐待防止法による定義 | 5 |
| 3 | 高齢者虐待の特徴 | |
| | (1) 高齢者虐待発見の困難性 | 6 |
| | (2) 高齢者虐待の傾向と発生要因 | 6 |
| | (3) 虐待者・被虐待者の特徴 | 7 |

II 高齢者虐待への対応に向けた役割とネットワーク

- | | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | 地域における関係者・機関に期待される役割 | |
| | (1) 地域の役割 | 9 |
| | (2) サービス提供機関・専門職等の役割 | 9 |
| | (3) 相談機関の役割 | 11 |
| | (4) 地域包括支援センターと市町村 | 11 |
| 2 | 関係者間のネットワーク | |
| | (1) ネットワークづくり | 13 |
| | (2) ネットワークの運用 | 17 |
| 3 | 道内自治体の取り組み | 19 |

III 高齢者虐待への対応・支援の展開（その考え方と留意点）

- | | | |
|---|-------------------------------------|----|
| 1 | 基本的な考え方 | 25 |
| 2 | 高齢者虐待の発見から対応・支援 | |
| | (1) 発見・気づき | 27 |
| | (2) 地域における対応（早期発見・見守りネットワークレベルでの対応） | 30 |
| | (3) サービス提供機関等の対応 | 30 |
| | (4) 相談機関等における対応 | 31 |

IV 高齢者虐待への対応のスキル（方法と留意点）

1	通報・相談への対応	32	I
2	状況判断	33	
3	対応方針の決定	34	
4	高齢者の権利擁護のための諸制度の活用	41	

V 地域で高齢者虐待を予防するために

1	より身近な相談機関と様々な相談の中から	45	II
2	一般住民の「高齢者の人権」に対する意識啓発	45	
3	日頃の活動の中から	46	III
4	虐待防止に活用できる関連事業の概要	46	
5	認知症高齢者への理解	48	

VI 施設における高齢者虐待の現状と対応

1	施設内高齢者虐待の現状	51	IV
2	身体拘束の現状	54	
3	施設内虐待の対応		V
	(1) 定義	55	
	(2) 市町村への相談・通報等	55	
	(3) 市町村による事実確認	57	
	(4) 市町村から道への報告	58	
	(5) 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使	60	
	(6) 高齢者虐待の状況の公表	60	VI
4	施設内虐待の予防	62	

おわりに ～今後に向けての課題と方向～

コンテンツ

資料編

図表 1 : 北海道の高齢者人口の推移	73
図表 2 : 要介護認定者数の推移	73
図表 3 : 要介護度区分別認定者数	74
図表 4 : 虐待の有無	75
図表 5 : 虐待の有無の所属別割合	75
図表 6 : 虐待の種類別割合	76
高齢者への虐待発見チェックリスト	77
虐待相談受付票	79
相談記録票	80
社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針	82
法律に基づく権限	84
虐待に関する事例	88
高齢者虐待防止法条文	94
地域包括支援センター一覧	101
その他関係機関一覧	106



はじめに ～高齢者虐待に取り組む背景と意義～

■北海道の高齢化の現状

＝高齢者人口の増加＝

本道の65歳以上の高齢者人口は、昭和60年に約54万9千人であったのが平成7年に約84万5千人となり、総人口の14.8%を占めるとともに、全国の割合を上回りました。さらに平成17年には約121万人と総人口に占める割合は21.5%となっています。

特に75歳以上の後期高齢者は急増し、昭和60年に約19万5千人であったのが、平成17年には約54万8千人になっています。(資料編 図表1 73p参照)

65歳以上の高齢者のいる世帯数の総世帯数に占める割合は年々増加しており、平成12年には3.3世帯に1世帯となっています。世帯類型では、夫婦のみ世帯及び単身世帯が増加しており、平成12年では両者を合わせて65歳以上世帯の57%を占めています。子どもなどとの同居世帯は30万1千世帯で総世帯全体の13.2%となっています。

＝要介護高齢者の増加＝

介護保険制度導入以来、要介護認定者数は年々増加しており、本道では平成17年4月末現在、約19万5千人となっています。(資料編 図表2及び3 73～74p参照)

■高齢者虐待の問題の顕在化

「いつも笑顔で生活したい！」誰もが日常生活でこうありたいと願っていることです。

人生の最期まで個人として尊重され、その人らしく暮らしていくことは誰もが望むことであり、そうした思いに応えるためには、高齢者が尊厳を保持して生活を送ることができる社会を構築することが必要です。

高齢者が介護を必要とすることとなっても、自分の持てる力を活用して自立して生活することを支援する「自立支援」を目指して、平成12年に介護保険法が施行されましたが、その究極の目的は「高齢者の尊厳の保持」にあります。

この介護保険の施行により、介護サービス事業者や多くの関係者の努力もあって、サービス利用者も増加しました。それに伴い、介護サービスが家庭に入り在宅高齢者の介護や生活を支えるようになってきましたが、一方で高齢者虐待、不適切な扱い(ケア)が顕在化し、大きな社会問題になってきています。

■「助けて」といえる環境づくり

これまでは、嫁・姑の関係や介護者・被介護者の関係における問題は、何とか家庭内で解決してきた部分がありましたが、高齢者への日常介護の大変さや、そこから来るストレスに加え、介護者側にも疾病や障害、経済的な問題などを抱えるケースがあることから、大きな負担になっている場合もあり、家庭ではもはや解決できない問題を抱えるケースも少なくありません。

そもそも、お互いに虐待であるという認識がない場合も少なくありません。そのことに気がついてどこに相談したら良いかわからないという場合も少なくないでしょう。相談機関だけではなく地域社会全体で「助けて」といえる環境をつくるのが大切なのです。

■「助ける」側の体制づくり

高齢者虐待とはどのようなことをいうのか？高齢者虐待と思われるケースに直面したとき、近隣に住むものとして、介護サービスを提供しているものとして、行政機関や相談機関の職員として、どう関わっていくのかわからない、現実にケースを抱えて悩んでいる方がいると思います。

対応方法については一律的に決まったものではありませんが、先進的な自治体ではケースに正面から取り組んでいくことで、ノウハウが蓄積され、複数の人が関わるシステムがつくられてきました。その地域の社会資源をうまく利用し、地域にあった取り組み体制を整えることが必要です。

■法体系や制度づくりの動き

平成17年6月に成立した介護保険法の一部改正法により、各市町村の「地域支援事業」として、高齢者等についての「権利擁護事業」が行われることになり、高齢者虐待への対応に関しても、市町村や市町村が委託する「地域包括支援センター」を中心に行っていくことになりました。

さらに、平成17年11月には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律124号。以下、「高齢者虐待防止法」という。）が成立し、平成18年4月1日に施行されました。

高齢者の尊厳を支えていきたい、笑顔で人生を全うしていただきたいという思いは、どなたも持っていることです。高齢者虐待はあってはならないものですが、直視する必要があります。

このため本書は、神奈川県横須賀市や東京都世田谷区などの取り組みを参考に、対応の一例を提示し、高齢者虐待に対する理解を深め、市町村各地域で援助にあたっている方々の手助けになることを目的としております。

